

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6号機設計及び工事計画）【1】
2. 日 時：令和4年4月6日 10時00分～12時00分
3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全規制調整官※、忠内安全規制調整官、江崎企画調査官、齋藤企画調査官、三浦主任安全審査官、千明主任安全審査官、服部主任安全審査官、大野主任安全審査官、照井安全審査官※、谷口技術参与

実用炉監視部門

水野管理官補佐

柏崎刈羽原子力規制事務所

渡邊所長※

技術基盤G 地震・津波研究部門

小林技術計画専門職、飯場技術参与

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 建築耐震グループマネージャー 他6名

## 5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所第6号機に係る大物搬入建屋の杭の損傷要因について、令和4年3月31日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明を求めた。
  - 杭の損傷要因を抽出するフローについて、まずは杭の損傷状態から確実に否定できる損傷要因を排除した上で、その後、地震等の損傷要因について詳細に検討していく等、説明の流れを整理し、原因分析手法の体系も踏まえた上で説明すること。
  - 杭の損傷要因の分析について、体系的かつ網羅的に要因を展開し、各々の要因について根拠に基づき要因の採否を行っているかどうか説明すること。また、特定された要因に基づき損傷に至るシナリオを推定し説明すること。さらに、推定したシナリオの妥当性について、必要に応じシミュレーション等により示すこと。
  - 杭の施工上必要となる段取り筋が杭の損傷に影響を与えた可能性を検討して説明すること。
  - 杭頭部について、構造及び損傷状況が明確となるよう、図を示して説明すること。

- 損傷要因の分析結果として、地震動の各作用方向、水平2方向の地震動の作用及び地盤の地震時変位の影響が示されていない理由を説明すること。
- No.8の杭について、施工不良が要因ではないことを、工事要領書や施工計画書等を用いて詳細に説明すること。また、杭の損傷を引き起こす施工不良の想定を明確化した上で、調査項目及び確認記録による判定結果と関連付けて説明すること。
- 損傷要因について、地盤剛性のばらつきをどのように考えているか説明すること。
- 原子炉建屋基礎版上の観測波から得られる剥ぎ取り波を用いたシミュレーション解析について説明すること。また、杭の損傷状況とシミュレーション結果が異なる場合には、その要因についても考察すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

なし